

平成 28 年 3 月 18 日

西日本シティ銀行

女性活躍推進に向けた行動計画の策定について

当行は、女性が自身の希望に応じて十分に能力を発揮し活躍できる環境を整備するため、中期経営計画「New Stage 2008」以降、さまざまな人事施策を実施してまいりました。

（当行のこれまでの「女性活躍推進に向けた取り組み」は[こちら](#)でご確認ください。）

今般、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」に基づき、行動計画を策定しましたので、お知らせします。

記

1. 計画期間

平成 28 年 4 月 1 日 ～ 平成 31 年 3 月 31 日

2. 数値目標

男性の育児休業取得率 50%以上を目指します。

※ 行動計画及び女性活躍推進に関する情報公表については[こちら](#)でご確認ください。

以 上